

安心できる地域医療体制の確立のため、診療報酬の引き下げ
を行わないことを求める意見書

平成28年度の診療報酬改定において、本体部分と薬価部分を合わせた全体でのマイナス改定とする方針が決定されたが、国民が安心して受診することができる医療体制の確立が求められている。

一方、公立病院への地方交付税算定基準の変更によって、交付税措置額が減少し、救急医療などの不採算部門を抱える公立病院の経営が一層厳しくなることが予想される。

このことは、医師・看護師不足と医療施設や救急医療の受け入れ施設の減少にさらに拍車をかけることにもつながり、今後、地域で安心して住み続けることがますます困難になると懸念される。

よって、国会及び政府においては、これらの状況を十分に踏まえ、地域の実情に合った医療体制を確保するため、下記の事項を行うよう強く要望する。

記

- 1 診療報酬の引き下げは行わないこと。
- 2 公立病院の運営に対する地域財政措置の充実・確保を図ること。
- 3 地域の実情を踏まえ、それぞれの需要を満たす医療を提供できる体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年（2016年）3月29日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（規制改革）

（提出者）民主党・市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに
市民ネットワーク北海道石川佐和子議員